

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年2月12日 政策調整会議
開 催 日 時	午前 9時11分から 平成25年2月12日(火) 午前11時28分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、麦田子育て支援課主幹兼課長補佐兼こども給付係長（安田福祉部長代理）、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長、上野副審議監 （担当課） 議題（1） 比留間総務部次長兼納税課長兼未収金対応プロジェクト・チームリーダー、榎本同課長補佐兼同チームサブリーダー 議題（2） 薮塚健康づくり部参事兼保険年金課長、田中同課主幹兼課長補佐、池田同課専門員 議題（3） 菅田健康づくり部次長兼健康づくり課長、藤原同課予防係長 （事務局） 村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事
会 議 内 容	(1)未収金対応プロジェクトチームの実績及び今後の取組について (2)第2期朝霞市特定健康診査等実施計画書（案）について (3)朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例について (4)朝霞市表彰審査会条例について (5)朝霞市行政改革懇談会条例について (6)朝霞市内循環バス検討委員会条例について (7)朝霞市立小、中学校通学区域審議会条例について (8)朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例について

	(9)朝霞市社会福祉法人認可等審査委員会条例について (10)あさか子どもプラン推進委員会条例について (11)朝霞市予防接種健康被害調査委員会条例について (12)シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会条例について (13)朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例について (14)朝霞市景観計画策定委員会条例について (15)朝霞市消防賞じゅつ金等審査委員会条例について	
会 議 資 料	(1)未収金対応プロジェクトチームの実績及び今後の取組について (2)第2期朝霞市特定健康診査等実施計画書（案）、第2期朝霞市特定健康診査等実施計画書概要版（案） (3)朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例 (4)朝霞市表彰審査会条例 (5)朝霞市行政改革懇談会条例 (6)朝霞市内循環バス検討委員会条例 (7)朝霞市立小、中学校通学区域審議会条例 (8)朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例 (9)朝霞市社会福祉法人認可等審査委員会条例 (10)あさか子どもプラン推進委員会条例 (11)朝霞市予防接種健康被害調査委員会条例 (12)シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会条例 (13)朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例 (14)朝霞市景観計画策定委員会条例 (15)朝霞市消防賞じゅつ金等審査委員会条例	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

（１）未収金対応プロジェクトチームの実績及び今後の取組について

【説明】

（担当課１：比留間）

プロジェクトチームの実績について説明する。プロジェクトチームでは、強制徴収公債権と私債権を分けて取り扱っている。

強制徴収公債権について、所管課と協議の上、対象者に「徴収業務移管予告書」、「徴収業務移管決定通知書」を順に送付し、納付や相談等のない者については、プロジェクトチームに徴収業務を移管し徴収を進めている。保育園保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の３債権を取扱っている。平成２４年１月２４日取扱分までの徴収率は、保育園保育料が２０．２１％で前年１月末は２．０７％、後期高齢者医療保険料は４４．９６％で前年１月末は３１．５１％、介護保険料は１８．１９％で前年１月末は１１．８３％であった。

私債権等については、税等との情報共有の点において法律上の制限があり、直接的に取組めないことから弁護士に委託し間接的な取組みを行った。回収業務の委託を行ったのは、学校給食費及び放課後児童クラブ保育料である。学校給食費の平成２５年１月２４日現在の回収率は、２．０５％、平成２４年度末までの納付予定は５．２６％、平成２５年度末までの納付予定は１３．１０％、平成２６年度末までの納付予定は１８．３０％である。

次に、プロジェクトチームの取組みを継続、発展させるための組織体制について説明する。横断的に徴収を専門的に行う部署が必要であり、継続して新しい組織で取組めれば良いと考える。私債権等の徴収支援について、今年は、訴訟までの手続きを視野に入れず弁護士に業務委託している。今後は、弁護士の委託方法を検討しながら訴訟までを視野に入れた取組みも必要でないかと考える。

最後に、今後取り組むべき課題について説明する。私債権等の訴訟手続きについて、納税した方との不公平感を拭うために法的措置が必要であると考え。それには、訴訟手続きに向けた環境整備が必要である。現時点で自治体が訴訟手続きをする際、議会の議決が必要である。しかし、大半の案件は議会の開催と一致していない。一定の金額以下のものは、専決等の議決をいただければ、機動的な法的措置がとれると考える。私債権の債権放棄も取り組むべき課題と考え、債権管理条例の検討も視野に入れる必要があると考える。

（事務局：村山）

今後の組織改革について、政策企画室から説明する。

未収金対策係を本年４月１日に正式に発足する予定である。体制は、前回のプロジェクトチームの人数を引き継ぐ予定である。

【意見等】

（中島学校教育部長）

学校給食費の徴収について、どのような点で苦慮しているのか教えていただきたい。

(担当課 1 : 比留間)

学校給食費を支払えない家庭は、生活困窮である場合がほとんどである。さらに、市税や保育料も滞納になっていることが大変多い。債権が多数ある場合は、順番に納めていただいているためなかなか給食費までまわらないこともある。次のステップとして、訴訟手続きを視野に入れた手続きも必要ではないかと考えている。

(関根会計管理者)

弁護士の委託債権について、導入した当初の計画と今後の見通しについて聞きたい。

(担当課 1 : 比留間)

プロジェクトチームで取り扱う債権の 2 割 (約 270 万円) を回収できると見込み、弁護士に業務委託した。現在は、弁護士から催告書を発送し、反応があった方から交渉している。反応がない場合には、弁護士が電話催告で対応するよう調整している。

(関根会計管理者)

訴訟手続きによる債権の履行請求する場合、専決処分をする考えはあるのか。

(担当課 1 : 榎本)

今後、私債権等の回収については、訴訟することを前提に考えている。ただし、議会の場で公開審議を受けるということは、プライバシー保護の観点から問題となる可能性があることから、精査する必要があると考えている。

(関根会計管理者)

債権管理条例を制定するメリットデメリットは何か。

(担当課 1 : 榎本)

債権管理条例を制定するデメリットは、特に考えられない。メリットは、議会の議決を経ることなく債権を放棄することができるようになる。

(柳原都市建設部長)

2 ページの私債権等というのは、下水道使用料のことで良いのか。債権の説明であれば、表記が誤っている。

(担当課 1 : 比留間)

ここでの表現は、債権の性質を示したのではなく、水道料金と下水道料金の使用料に対する取組について報告をした。表記を修正する。

(田中審議監)

今後の取組について、私債権等の専決処分を課題にあげているが、議会での審議事項でもあるので課題としては、踏み込みすぎではないか。

(担当課 1 : 比留間)

今後の課題について検討をする。

(池田水道部長)

水道部へ給水停止の実施期間短縮の要請と記載されているが、水道部としては、慎重に考えている。未収金対応プロジェクトチームでは、どのように考えているのか。

(担当課 1 : 榎本)

様々な債権を扱っているが、料金の不払いによりサービスを提供しないことができるのは水

道料金のみである。他の債権に比べて徴収率も高水準である。一番効果的なのが給水の停止であると考えている。高額な滞納はないため、訴訟手続き等を行うことは考えていない。

【結果】

- ・本件については、一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

(2) 第2期朝霞市特定健康診査等実施計画書(案)について

【説明】

(担当課2：薮塚)

第2期朝霞市特定健康診査等実施計画(案)について説明する。

第2期朝霞市特定健康診査等実施計画概要版(案)について、1ページの計画の性格の「第6時・・・」の「時」が誤りであるため「次」に修正していただきたい。

まず、計画(案)取りまとめまでの経過は、特定健康診査を所掌している保険年金課と保健指導や健康づくり事業全般を所掌している健康づくり課で検討を行い、昨年10月頃に素案をまとめた。その後、11月28日から12月27日までの期間、パブリックコメントを実施し、同時に国民健康保険運営協議会委員と医師会の意見をいただき、最終案をとりまとめている。

計画の概要は、平成20年度から生活習慣病を予防し、医療費の適正化を推進する一環として、いわゆるメタボリックシンドロームの概念を導入した「特定健康診査と特定保健指導」が、すべての医療保険者に義務付けられ、それと同時に第1期の実施計画を策定している。

今回策定する計画は、第1期計画が終了することから、次期、第2期計画を策定するものである。計画の期間は、平成25年度から29年度までの5カ年となっている。

本事業がスタートした平成20年度からの評価について、(1)特定健康診査の受診率は、平成20年度33.9%から翌年度に39%に増加し、以降は微増で推移し、平成23年度実績は、39.5%となっている。第1期計画で設定した目標受診率60%には届かなかった。

しかしながら、全国、県内市町村平均と比較すると、どの年度も上回っており、県内63市町村中12位と上位となっている。受診者状況を分析すると、40、50歳代の受診率が低く、特に男性の受診が少ない状況であった。

一方、受診者をみると連続受診者、服薬治療者の割合が高く、日常的に医療機関を利用している方々の受診が多い状況である。

次に、(2)特定保健指導では、対象者が年々増加している中、実施率は低い状況である。目標実施率と比べると、平成20年度のみ上回ったが、以降は計画を下回っている。

実施率向上のため、保健指導を担当している健康づくり課でも、案内通知や実施会場の工夫改善に取り組みましたが、対象者の意見で、「自分には必要ない」「医師から問題ないといわれたから大丈夫」などの理由により、メタボ改善に取り組んでいただけない現実があった。

本事業のめざすところは、「生活習慣病の予防」、「医療費の適正化」、「個人の生活の質の向上」にある。国保医療費の状況は、生活習慣病が重症化した場合に起こりやすい心筋梗塞などの虚

血性心疾患、腎不全、脳梗塞などの脳血管疾患による入院医療費が高額で多くを占めており、入院外の医療費で腎不全が高額となっている。

これらの医療費の適正化に対応していくために、特定健康診査・保健指導が実施されており、それぞれの課題及び対策について記載している。

特定健康診査の受診率向上策として、新規受診者の確保、集団健診実施の検討などを、また、特定保健指導の実施率向上策としては、40歳代の対象者への積極的な利用勧奨や休日の開催などを盛り込んでいる。また、「あさか健康プラン21」を推進している健康づくり課との連携を図り、国保側からも普及啓発に努めていきたいと考えている。

特定健康診査は、最終年度の目標値を、国が示す参酌基準の60%に合わせて年度ごとの目標値を設定した。

特定保健指導は、国の参酌基準が最終年度60%とされているので、それに合わせた目標値設定となっている。

内臓脂肪症候群該当者数及び予備群の減少率については、第1期の10%とする評価がまだできていない中で、国が示す参酌基準に合わせて設定している。

第2期計画において、特定健康診査は、がん検診と同時に受けられる集団健診を日曜日に数回実施することや、若い世代が受けやすいよう土日、夜間での実施を検討していく。その他、PR方法の強化や他の健診受診者からのデータ提供の強化を考えている。

特定保健指導は、健診データの有効活用として、個々の受診者が自分の健康状態を理解し、行動に移せるよう、医療機関からの結果説明に加え、経年的な変化や腎臓の機能が一目でわかるデータ、健康状態の評価等を記載したわかりやすい情報を提供していくことや、現在、健康づくり課で実施している保健指導の体制を見直していくこと、指導プログラムの見直しなどを考えている。

その他の取り組みとして、特定健康診査以外のことについても、積極的に取り組む旨、記載している。

以上が、第2期実施計画の概要である。なお、計画書本編については、市長あいさつを掲載するとともに、序章以下、第8章までの構成で、各種のデータ等を掲載するとともに資料編も添付する予定である。計画書の印刷製本は3月に行い、議員及び関係各課所等に配布する予定である。

【意見等】

(関根会計管理者)

第1期実施状況をどのように踏まえ第2期計画を策定したのか。

(担当課2：薮塚)

第1期実施計画を策定するときは、過去のデータがない中で策定した。今回は、第1期のデータがあることから、5年間のデータを踏まえた内容となっている。具体的には、章の構成やアンケート結果の反映、資料の見やすさ、目標値の設定などである。

(関根会計管理者)

巻末の帯について、他の計画と合わせた方が良いのではないかと。

(担当課 2 : 藪塚)

他の計画と整合性を図り指摘された部分について修正する。

【結果】

- ・ 本件については、一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

(3) 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例について

【説明】

(担当課 3 : 菅田)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、法律第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、朝霞市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的に条例を制定する。

条例案については、全 5 条で構成されており、朝霞市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めている。

組織については、第 2 条において、本部長、副本部長、本部員について定めている。

会議については、第 3 条において、本部長が必要に応じ招集することとし、国の職員、その他市職員以外の者が会議に出席することやこれらに意見を求めることができるとしている。

部については、本部長が必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる定めている。

施行年月日については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からとする。

【意見等】

(関根会計管理者)

前回の新型インフルエンザはもう新型インフルエンザとして扱われていないのか。また、新型インフルエンザの定義について伺いたい。

(担当課 3 : 菅田)

当時は新型として扱われていたが、現在は、通常のインフルエンザの一つの型として取扱われている。従前から、高病原性鳥インフルエンザ等が東南アジアで単発的に発生している。これらに変異して人から人へ感染するようになった場合、多くの人命が失われる恐れがあり、社会全体が混乱することが考えられるため、病原性の高い新型インフルエンザ、同様な危険性のある新感染症に対して新型インフルエンザ等として定められる。

(小林総務部長)

市町村対策本部の設置の組織について、条例では、市職員のうち本部長が任命するとなっているが、構成員の中には消防も入っており、市職員でなく一部事務組合の職員だが問題ないか。

(担当課 3 : 藤原)

特別措置法第 35 条で本部員については、「副市町村長、市町村教育委員会の教育長、当該市

町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）」と定められている。

（田中審議監）

法律で規定されているため、文書法規と相談していただきたい。

【結果】

- ・本件については、内容を確認のうえ、庁議に諮ることとする

【議題】

（４）朝霞市表彰審査会条例について

【説明】

（田中審議監）

規程を条例に格上げするものである。内容について、構成等は表彰規程どおりになっており、新たに公募による市民枠を新設した。従来、市職員が二人含まれていたが一人にした。

【議題】

（５）朝霞市行政改革懇談会条例について

【説明】

（田中審議監）

要綱を条例に格上げするものである。内容に特段変更はないが公募枠に公募委員候補者名簿登載市民を加えている。

【議題】

（６）朝霞市内循環バス検討委員会条例について

【説明】

（柳原都市建設部長）

市内循環バスの運行見直しについて、検討委員会を附属機関として設置するため、条例を制定する。

所掌事務は運行方針に関すること、その他循環バスに関することを定める。

組織の委員人数は、１１人以内とし、構成委員は、①市の議会の建設常任委員長②関係行政機関の職員③学識経験を有する者④社会福祉関係団体の代表者⑤教育関係団体の代表者⑥公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民とした。⑥からは４人程度を想定する。

任期は、市内循環バスの運行見直しの検討結果をまとめ、市長に提言する日までとし、今年と来年の２ヶ年を予定している。

【議題】

(7) 朝霞市立小、中学校通学区域審議会条例について

【説明】

(中島学校教育部長)

これまでは、昭和46年に制定された「朝霞市立小、中学校通学区域変更審議委員会組織運営規程」に、審議会の設置を規定していたが、地方自治法の規定により、条例を制定する。

変更点は、組織の構成委員を現状に合わせ50人以内とした。近年、会議を開催したのは、平成18、19年度で第四小学校の改築移転に伴う審議会であった。その時は、地域の自治会長に立ち会いを依頼したため委員は30人程度であった。見直す範囲が広いほど、地域の代表者の出席が必要であることから、担当課と調整して最大50人以内と見込んだ。

構成委員として、議員は、正副議長、教育環境常任委員の定めを無くし、会長及び副会長は、委員長1人副委員長3人から会長及び副会長を1人ずつと見直しをした。

審議会は、常設の会議体ではなく、通学区域を変更する場合に設置するものであり、今のところ緊急に会議を開催する予定はない。

【議題】

(8) 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例について

【説明】

(中島学校教育部長)

朝霞市入学準備金貸付条例及び朝霞市奨学金貸与条例は既に制定済みである。しかし、入学準備金貸付条例には審議会について規定されているが、奨学金貸与条例には審議会について規定されていない。そこで、入学準備金及び奨学金貸付を一つの条例にまとめて制定し、審査会を規定することが目的である。内容について特段変更はない。

【議題】

(9) 朝霞市社会福祉法人認可等審査委員会条例について

【説明】

(麦田子育て支援課主幹兼課長補佐兼こども給付係長)

国の法令移譲に伴い制定するものである。

第3条の所掌事務では、社会福祉法人の設立認可審査に併せて、法人の解散命令や役員の解職勧告も行う。

第4条の組織では、委員3人を学識経験者から組織するとしており、構成は、弁護士、会計士、大学教授を考えている。

第7条の臨時委員では、社会福祉法人の理事や監事などが会議に参加できないと規定で設けているため、臨時委員が必要である場合に備えた条項を定めている。

第9条では、除斥に関する事項について定めている。

【議題】

(10) あさか子どもプラン推進委員会条例について

【説明】

(麦田子育て支援課主幹兼課長補佐兼こども給付係長)

要綱を条例に格上げするものであり、内容の特段の変更はないが、構成委員について、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民を追加した。

【議題】

(11) 朝霞市予防接種健康被害調査委員会条例について

【説明】

(中村健康づくり部長)

要綱を条例に格上げするものである。条例制定に当たり、第1条に目的を定め、任務と定めていたものを所掌事務と改めた。組織について、副市長及び健康づくり部長と定めていたものを市職員に変更した。任期については、現状にあわせ、委嘱又は任命の日から健康被害の調査が終了する日までとした。

【議題】

(12) シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会条例について

【説明】

(佐藤市民環境部長)

現行の要綱を廃止して、新たに条例を制定するものである。現在は、市内で販売されている18品目を選定し、市内外に朝霞ブランドとしてPRしてきたが、議会等で指摘があり、朝霞ブランドの見直しを行った。商品だけでなく、歴史、文化、景観、行事あるいは産品等を選定したいということで、条例を制定する。

所掌事務については、朝霞ブランドの選定、事業展開、PRに関することとする。

構成委員について、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民を追加した。

【議題】

(13) 朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例について

【説明】

(柳原都市建設部長)

都市計画法に基づく、都市計画に関する基本的な方針の案を見直すことを目的とし、新たに

条例を制定する。平成１７年３月に策定され、計画期間は、２０年間で平成３７年までとなっているが、第５次総合振興計画と一体的なまちづくりの方針を検討するため、中間見直しを行うものとする。組織は、２０人以内としている。

構成委員は、①学識経験を有する者、②市の議会の建設常任委員長及び教育環境常任委員長、③関係行政機関の職員、④まちづくり関係団体の代表者、⑤社会福祉関係団体の代表者、⑥環境関係団体の代表者、⑦商工業関係団体の代表者、⑧農業関係団体の代表者及び⑨公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民とし、⑨からは、最大１０人を予定している。

任期は計画案を作成するまでとしており、平成２５、２６年で案を策定する予定である。

【議題】

（１４）朝霞市景観計画策定委員会条例について

【説明】

（柳原都市建設部長）

景観法に基づく、景観計画を新たに策定するための附属機関として、策定委員会を設置するための条例である。景観計画の策定について、近隣３市（和光、新座、志木）は、既に県から独立して景観計画をしており、朝霞市でも新たに景観計画を策定する。

組織として、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会より検討の範囲が限定的であるため、１４人以内としている。

構成委員には、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民を追加している。

平成２５年４月から２ヶ年で計画を策定する予定である。

【議題】

（１５）朝霞市消防賞じゅつ金等審査委員会条例について

【説明】

（小林総務部長）

条例はもともとあるが、審査委員会の設置に関する規定は、規則により定められていたため、その部分を条例に追加した。内容の特段の変更はない。

【意見等（（４）～（１５）まで）】

（小林総務部長）

市議を構成委員として選任する審議会で、条例内で宛て職と定めていない場合、議会ではどのようにするのか。

（丸山議会事務局長）

宛て職がない場合は、その都度、代表者会議に諮り決定する。

（田中審議監）

朝霞市立小、中学校通学区域審議会条例の委員５０人以内は、妥当な数字であるのか。会議

の方法はいくらでもあるので精査した方が良いのではないか。

(中島学校教育部長)

過去３回、実施されている審議会では、３０人程度で構成されていた。再度、精査する。

(田中審議監)

朝霞市社会福祉法人認可等審査委員会条例については、子育て支援課だけでなく、関係課があるため、所管事務は所管課に担当させ、拠点は定めるべきである。

【結果】

- ・ 本件については、各自、修正点等を見直したうえ、庁議に諮ることとする。